

ジュニア専用枠利用に関する 危機管理マニュアル

各学校で地域クラブが利用する開放玄関付近にA3ラミネートして掲示すること

令和8年4月
地域クラブ活動推進室

気象災害や地震等の災害時の対応

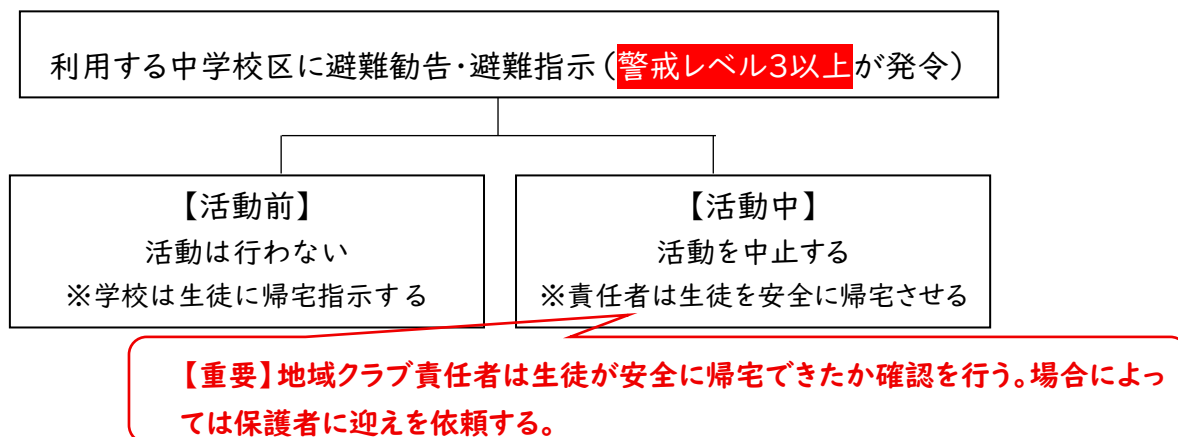
原則 ○平日は下記のように学校と連携して、学校と同様の対応を行う。

使用する学校が「放課後活動を中止」とした場合はジュニア専用枠の使用も中止とする。

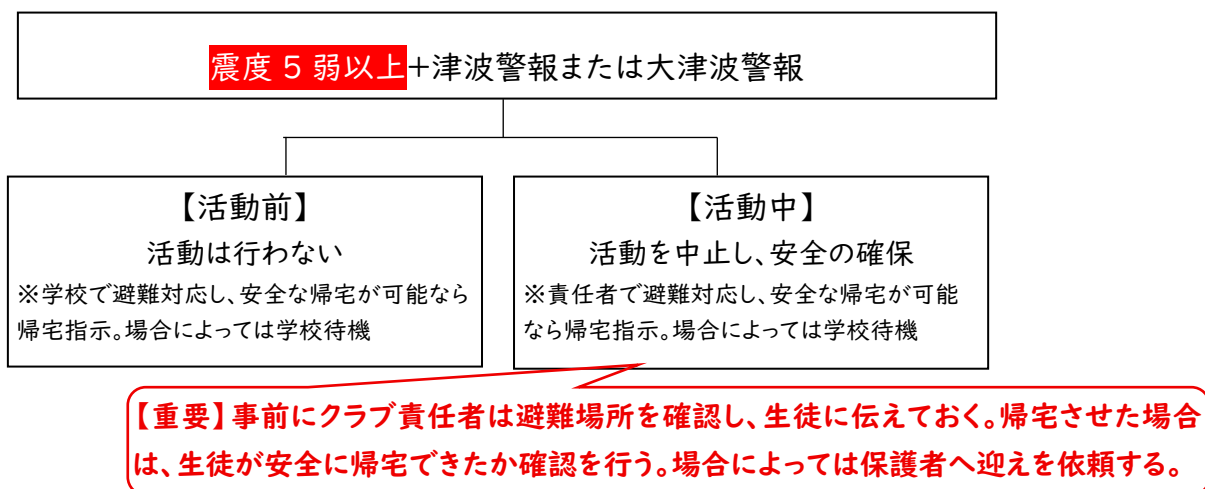
責任者が学校の配信メールに登録するなどして、連絡体制を確立しておく。

○休日については、利用団体の責任で、下記の活動実施の有無や継続の判断を行う。

(1) 気象災害(大雨・洪水・氾濫・高潮・大雪などの警報、キキクル危険度分布赤)



(2) 地震および津波発生時



(3) 大雪の対応

大雪警報の場合は(1)に準ずるが、各校の地域によって雪の状況が異なることが予想される。基本使用する学校が「放課後活動なし」とした場合は、原則、ジュニア専用枠を利用した活動は実施しない。積雪により交通に支障が発生するおそれがある場合は活動なしとする。

(4) 落雷について

「雷の音が聞こえた」「雷雲が迫っている」

上記現象が起きた場合、屋外での活動を一旦やめて、室内へ移動する。

安全が確保されたら活動を再開する。または、室内での活動に切り替える。

熱中症への対応

原則 ○平日は下記のように学校と連携して、学校と同様の対応を行う。

使用する学校が「放課後活動を中止」とした場合はジュニア専用枠の使用も中止とする。

責任者が学校の配信メールに登録するなどして連絡体制を確立しておく。

○休日については、利用団体の責任で、下記の活動実施の有無や継続の判断を行う。

(1) 熱中症特別警戒アラート発令(前日14:00頃)

活動は禁止

(2) 熱中症警戒アラート発令(前日17:00頃、当日5:00頃)

屋外での活動は実施しない。室内はWBGT値を参照する。

(3) WBGT 値を参照して運動について制限を設ける。

暑さ指数 (WBGT)	運動について	活動場所
31以上 35℃以上	運動は原則中止 とくに子ども場合は中止	屋外活動は禁止 冷房のある場所で活動
28～31 31℃～35℃	厳重警戒:激しい運動は中止 10～20 分おきに休憩をとり 水分・塩分を補給する	屋外活動は日陰で風通しのよ い場所で活動(ピロティのみ) 冷房のある場所で活動 風通しの良い体育館等で活動
25～28 28℃～31℃	警戒:激しい運動では 30 分 おきくらいに休憩をとる。 積極的に休憩をとり、適宜、 水分・塩分を補給する。	適宜、暑さ指数と気温をチェッ クできる状態で活動
21～25 24℃～28℃	注意:積極的に水分補給する	

※各団体で WBGT 測定器を準備する。

※エアコンの利用や巨大扇風機の利用については、学校の施設利用のきまりに従う。

事故・病気等への対応

(1) 軽傷や軽度な症状への対応

・軽度な怪我等については利用する団体で救急用品を用意し、対応する。

捻挫、突き指、打撲等の怪我が起きた場合

→保護者へ連絡→①迎えに来てもらい、受診を勧める。(推奨)

②迎えに来られない場合、保護者の意向を確認し、待機させる。

・頭痛や腹痛、体調不良などがあれば、無理をさせず休ませ、場合によって帰宅させる。

帰宅させる手順→保護者へ連絡→①迎えに来てもらう。(推奨)

②迎えに来られない場合、保護者の意向を確認し、待機させる。

③自力で帰る場合は、帰宅後に責任者に報告させる。

・吐しゃ物の処理は確実にいき、運営委員会の連絡体制より、学校へも報告する。

※保健室などを勝手に利用することがないようにすること。

※必要に応じ、学校への協力を依頼することも可能であるが、責任者が依頼すること。

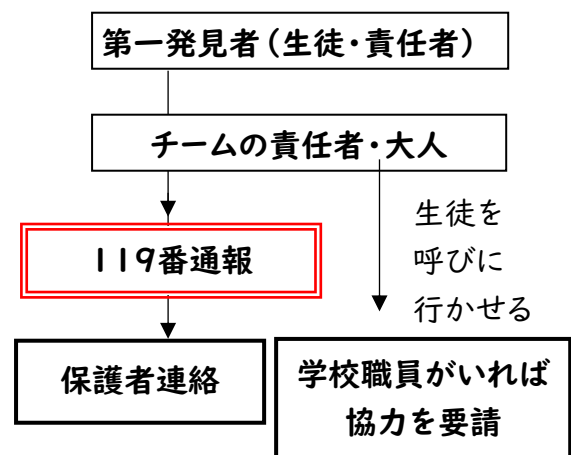
(2) 急な事故・病気等への対応

次のときは、ためらわず救急車を要請する

- ☐交通事故 ☐高所からの転落
- ☐実験での薬品等による事故
- ☐呼吸停止または呼吸が弱い ☐心肺停止
- ☐ショック症状(アレルギーを含む) ☐多量の出血
- ☐吐血や下血 ☐広範囲のやけど ☐意識の障害
- ☐顔面のまひ ☐けいれんがとまらない
- ☐突然の激しい頭痛 ☐突然の高熱
- ☐突然の手足のしびれ ☐胸や背中突然の激痛
- ☐突然の歩行困難
- ☐頭部を激しくぶつける(※首から上は必ず医療機関へ)
- ☐熱中症による頭痛・吐き気・全身のだるさ

※事前に AED の場所を確認しておく。

生徒の疾患等を把握しておく。



救急車到着まで(できるだけ大人の人数を増やす)

①救急車進入路がわかるように案内する人を配置する

②状況把握や情報収集を行う

(写真や動画で撮影のほうがいい)

③保護者に連絡し、保険証や診察券などを持ってきてもらう。(連絡つかなければ他の保護者へも要請)

使用している学校への報告と該当生徒の所属校への報告を確実に行う。

アレルギーへの対応

事前に所属生徒のアレルギー疾患の状態を把握しておくことが大切

運動が誘発するアナフィラキシー（食物依存性運動誘発アナフィラキシー）

□食後に運動を始めて1～2時間後に症状が現れる。

何らかのアレルギー症状、原因食物を食べた、原因食物に触れた

対応 症状が現れた場合は、原則、救急車を要請する

（（2）急な事故・病気等への対応に準じる）

第一発見者（生徒・本人・責任者）

チームの責任者・大人

保護者へ連絡

学校職員がいれば
協力を要請

119番通報

本人がエピペンを持っている場合は使用する。

救急車を呼ぶ場合

一旦活動を中止し、緊急の対応を優先させる。

また、チームの保護者やチーム関係者の大人へ連絡し、活動場所に至急来てもらい、他の生徒への対応等ができるようにする。

場合によっては、その後の活動を中止し、生徒を帰宅させる。

生徒間のトラブルが起きた場合【基本方針 原則、所属チームで解決する】

学校生活でも心配が予想される場合は、積極的に学校と情報共有する。

(責任者や保護者→学校へ連絡)

※必要に応じて、学校も地域クラブへ情報共有する。(学校→責任者へ連絡)

(1) 普段の活動の前に保護者や生徒へ共通理解しておくこと

○チーム内の活動や学校施設の利用に関するルールを明確にしておく

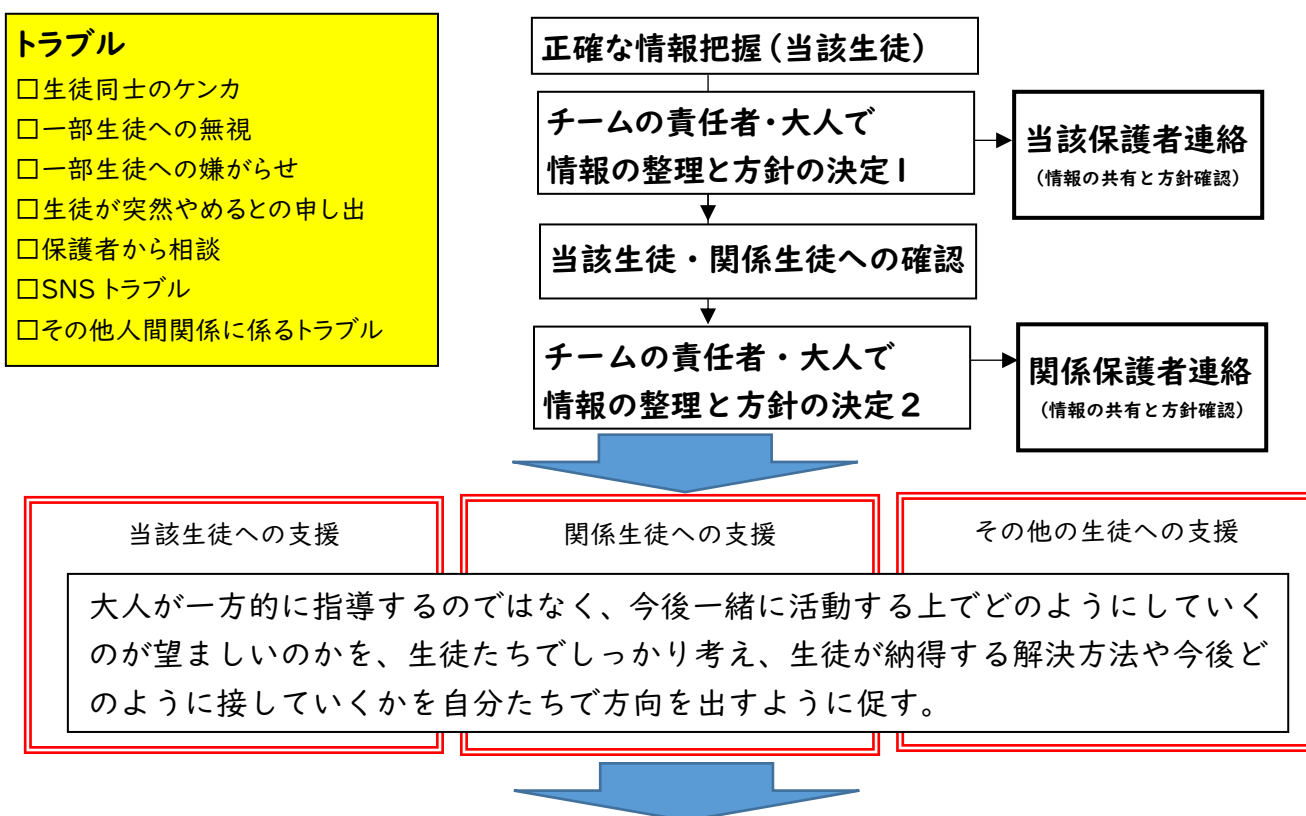
- ・利用していない施設に勝手に入らない、使用しないこと
- ・活動に不要な物品を持ってこないこと
- ・生徒・指導者・保護者がお互いをリスペクトし、活動を行うこと

※保護者にも研修動画をみてもらうとよい

OSNS の利用について

無断撮影、不適切な写真や動画の撮影、SNS での陰口・悪口等は犯罪行為であることを踏まえ、事前に保護者や生徒への説明を行う

(2) 生徒間でのトラブルが起きた場合の対応



関係する保護者への連絡、必要に応じ学校への情報提供を行う

- ① 当該生徒や関係生徒への行動観察
- ② 練習方法等の工夫 (人間関係づくりも含めた練習も取り入れるなど)
- ③ 定期的な当該生徒や関係生徒への声掛け (1 週間・3 週間・1 か月くらいを目安に)

※必要に応じ、危機管理マニュアル「相談窓口」に連絡し、相談する。

その他の対応 ジュニア専用枠利用に関する危機管理マニュアル ⑥

(1) 自転車の利用について

- ・ヘルメット着用すること。
- ・交通ルールを守ること。
- ・指定された場所に自転車をおくこと。
- ・積雪時は自転車を使用しないこと。

(2) 冷暖房の使用について(許可を得ている場合)

- ・使用教室の冷暖房は使用したら必ず消すこと。
- ・体育館等の大型扇風機は利用可能。

(3) 急な天候の変化について

- ・外で活動している地域クラブが天候悪化により使用できなくなった場合、調整会議で割り当てられた室内の活動場所を使用することができる。

(4) 責任担当の大人が遅れる、参加できない場合

- ・大人が活動に参加できない場合は活動を実施しない。(中止の連絡をする)
- ・活動に遅れる場合は、代理の大人をつける。つけない場合は、生徒は活動場所で待機する。

(5) 連絡手段としてのスマートフォン等の通信機器の使用について

- ・当該校の生徒は、必要性がある場合以外は持参しない。
- ・当該校以外の生徒はスマホ等の持参は可能とするが、活動場所のみ、責任者の許可(原則、保護者との連絡用で使用)を得て使用すること。

(6) 施設の破損等について

- ・鍵の破損、施設の破損・汚損等が起きた場合については下記の対応をする。

〈1〉利用団体が応急的処置を行う。

〈2〉利用団体は運営委員会の連絡体制にて学校へ報告する。

その後の利用について学校と協議し決定する。

緊急な対応が必要な場合(鍵の破損で開放玄関が開閉できない、電灯機器の故障、鳥の死骸がある)

〈3〉学校との協議の結果、施設利用できないと判断した場合は、活動を中止する。

〈4〉利用団体は運営委員会の連絡体制を用い、その後に利用する団体へ利用不可の連絡を行う。(※連絡がつかない場合は開放玄関に張り紙等で使用不可を伝える。)

〈5〉学校は学校開放事業で利用する団体へ連絡する。

- ・利用前に施設の破損等が見つかった場合は、写真等で現場を記録し、学校へ連絡する。場合によっては警察へも連絡する。

(7) セキュリティシステムの誤操作への対応について(必ず学校へ報告する)

- ・セキュリティの解除ミスで警報が発せられた場合、正しい方法でセキュリティを解除し、指定されている警備保障へ連絡する。(詳しくは調整会議にて学校に確認しておく)
- ・施設使用中に警備員が来た場合、警備員とともに原因等を確認し、対応する。

(8) 設備や機器の故障・キーボックスに鍵がない等により施設が利用できない場合

- ・その時間の利用はしない。連絡網を利用し、報告する。
- (6)の〈3〉～〈5〉と同様の対応をする。

トラブル等の相談窓口

(1) クラブ運営(練習内容、指導者への意見要望等)に関すること

→運営主体に直接相談

(2) クラブ内のトラブル(いじめ、SNSトラブル、性被害等)に関すること

※指導者のハラスメント等に関することも含む

→下記を参照

新潟市子どもの権利相談室 こころのレスキュー隊 0120-175-255

いじめSOS電話相談 24時間受付 0120-0-78310(なやみ言おう)

性暴力被害者支援センター相談電話 #8891(はやくワンストップ)

025-281-1020

(3) 地域クラブ活動に関する問い合わせ

(1)(2)以外のクラブのトラブル等の相談

地域クラブの設立相談・運営に関する相談

施設利用に関する意見や要望

ジュニア専用枠の利用に関する意見や要望

学校支援課 地域クラブ活動推進室

電話 025-226-3221(内線33282)

メール ngt-ciikiiko@city.niigata.lg.jp

(4) 施設の破損・設備や機器の故障・鍵の破損等における緊急時の問い合わせ

平日の時間内(~17:30)は上記へ

休日・時間外の連絡先(市役所代表電話)

電話 025-228-1000